

○肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について（昭和60年1月21日付け60農蚕第54号農林水産省農蚕園芸局長通知）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（別記様式） （イ）生産業者又は生産された肥料の販売業者が表示する場合</p> <p>備 考</p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p>6. 生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同（1）の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。）が使用されたもの（牛由来の原料を原料としたものを除く。）については、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」と記載すること。</p> <p>7. ・ 8. （略）</p>	<p>（別記様式） （イ）生産業者又は生産された肥料の販売業者が表示する場合</p> <p>備 考</p> <p>1. ～ 5. （略）</p> <p>6. 生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)の<u>ア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。</u>）が使用されたもの（牛由来の原料を原料としたものを除く。）については、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」と記載すること。</p> <p>7. ・ 8. （略）</p>

附 則

この通知は、平成三十年二月九日から施行する。